

毎週火、金曜日発行（但休日当る）（休翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 解除予定の保安林にする旨の通知  
農地法による土地配分計画の作成  
米飯提供業者の登録
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

## 告示

### 鳥取県告示第六百九号

次の保安林を解除予定にする旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の  
規定により告示する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字大神八八一三（国有林）

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 解除の理由

道路敷地とするため

### 鳥取県告示第六百十号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二  
条第二項の規定に基づき土地配分計画を作成したので、  
同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在	地	大字	入口数	予定	面積	積	入口数	予定	面積	積	入口数	予定	面積	積	要
土地	八頭	八頭	河原	牛戸													増反者一口
	(工区)																既入植者追加配分三口
	宇倍野	岩美	福部	左近	三	三	六六二	反									既入植者追加配分
	奥岩本	東伯	東伯	八橋	三	三	二、六四										(農地二口、採草地一口)
																	団地一口
	山守	関金	野添		二	二	一〇、五五										既入植者追加配分二口
	(笹ヶ平)																
	逢坂外四	西伯	名和	加茂	三	三	八、四三										(農地一口、宅地一口、採草地一口)
	(大山農場)																
	(名和庄内)				二	二	三、四〇										増反者
	八郷	岸本	大原						五	八、五九							(農地三口、採草地二口)
	(大幡外二)																
	(大幡)																増反者
	(大幡)	伯仙	石州府														
	(大幡)																既入植者追加配分四口
	(大幡)	日野	溝口	金屋谷	四	四	二、六三										
	(大幡)																

生山	日南	生山	一〇	三、七〇													
新屋	"	新屋	七	三、〇〇													
賀野	西伯	会見	朝金		二	一、六三											増反者二口
計				三四	三三	反	四一	完	〇八	一	四、〇〇	反					

鳥取県告示第六百一十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住居 営業所の所在地

倉振第一七九号 昭三九、一〇、一三 宇崎 裕子 福寿し 倉吉市大正町一、〇七五―二 住所に同じ。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正

し、昭和三十九年十一月四日から施行する。  
昭和三十九年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

1の項中

市道車尾茶町線米子市茶町六五番地  
地先から同市道笑町一丁目三八番地  
地先までの間  
同上区間午前十時から午後六時迄車  
両(リヤカー)自転車を除く。)の通  
行を禁止する。

市道車尾茶町線米子市茶町六五番地  
地先から同市道笑町一丁目三八番地  
地先までの間  
同上区間午前十時から午後六時まで  
止する。(軽車両を除く。)の通行を禁  
止する。

市道線治町二丁目二丁目線倉吉市  
治町一丁目二丁目七八番地地先から  
同市道治町二丁目二丁目九〇二番地  
地先までの間  
同上区間午前七時から同九時までの  
間車両(軽車両を除く。)の通行を  
禁止する。

市道線治町二丁目二丁目線倉吉市  
治町一丁目二丁目七八番地地先から  
同市道治町二丁目二丁目九〇二番地  
地先までの間  
同上区間午前七時から午前九時まで  
の間及び午後二時から午後四時まで  
の間車両(軽車両を除く。)の通行  
を禁止する。

改める。

5の項を次のように改める。

5 一時停止

場	所	備	考
岩美郡若美町大字浦富一、五四九番地地先	鳥村商店横		
岩美郡若美町大字浦富七二の一、二番地地先	日の丸バス岩美営業所横		
岩美郡若美町大字浦富一、四五八の四番地地先	カドヤ電器店横		
鳥取市東品治町一一三番地地先	山陰合同銀行鳥取支店前十字路		
鳥取市東品治町一一五の六番地地先			
鳥取市東品治町一一七の一番地地先			
鳥取市東品治町一一三の三〇番地地先			
鳥取市瓦町一三三番地地先	丸石産業株式会社前十字路		
鳥取市東品治町六八番地地先			
鳥取市瓦町一三四番地地先			
鳥取市今町二丁目一〇一番地地先			
鳥取市片原一丁目三番地地先	中国電力株式会社鳥取支店前十字路		
鳥取市上魚町四〇の一番地地先			
鳥取市松原九〇番地地先	松原三差路		
鳥取市今町一丁目六八番地地先	前田香雄方前		

鳥取市川外大工町七四番地地先	富士火災新築用地前
鳥取市藪片原町二八の三番地地先	ポラ化粧品店前
鳥取市丸山町二五〇の一番地地先	山田重雄方前
鳥取市丸山町一三五の一番地地先	萩野豊治方前
鳥取市吉方町二丁目五二番地地先	林 質店前
鳥取市吉方町二丁目一、二番地地先	斧村履物店前
鳥取市吉方町二丁目五二番地地先	小谷薬局前
鳥取市吉方町二丁目二、三番地地先	山崎金物店前
鳥取市新鑄物師町五三番地地先	浅井篤方前
鳥取市新鑄物師町二七番地地先	勢登豊子方前
鳥取市新鑄物師町一、三九一番地地先	玉谷武男方前
鳥取市新鑄物師町八七番地の二地先	岸本秀雄方前
鳥取市吉方三〇六番地地先	段田理髪店前
鳥取市揚川町六三番地地先	浜 食料品店前
鳥取市揚川町四五番地地先	村尾久之方前
鳥取市古海八二二番地地先	鳥取市農協大正支所前
鳥取市古海八二二番地地先	宮脇幸之助方前

鳥取市東町一丁目二二〇番地地先	鳥取県庁前
鳥取市片原二丁目四一番地地先	大瀬商店前
鳥取市片原三丁目三番地地先	田西花店前
鳥取市吉方二五九の一番地地先	永栄ホテル前
鳥取市吉方三〇六番地地先	
鳥取市御弓町三番地地先	岩成靴店前
鳥取市大工町頭一番地の一地先	海濱節子方前
鳥取市寺町中区九五番地地先	奥田春喜方前
鳥取市寺町中区無番地	弥生橋北詰東端
八頭郡那家町大字那家三二四番地地先	横山呉服店横
八頭郡那家町大字那家一九二番地地先	那家町役場横
八頭郡那家町大字宮谷字上細田三三二の二番地地先	
八頭郡八束町大字北山六七の二番地地先	都宮栄治方前
八頭郡智頭町大字智頭三二〇番地地先	智頭小学校前
八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇一八番地の二地先	岸本鹿蔵方横
八頭郡智頭町大字智頭九七の二番地地先	岡本ちよ方前
八頭郡智頭町大字智頭五四六番地地先	米原章三方前

倉吉市福吉町一、三八九番地地先	文津順治方前
倉吉市新町二、三三六番地地先	丹波武男方前
倉吉市住吉町一四番地地先	青木秀雄方前
倉吉市越殿町一、五六一番地の三地先	杉井八百屋店前
倉吉市東仲町二、五七一の一番地地先	松村設逸方前
倉吉市魚町二、五一六番地地先	尾崎昇一方前
倉吉市上井二丁目一の七番地地先	サワバス上井営業所横
倉吉市八屋字中河原三〇七番地地先	竹田橋東詰
倉吉市西町二、六六九番地地先	徳岡治五郎方西側
倉吉市西町二、六七二番地地先	徳岡康太郎方東側
東伯郡泊村大字原一二〇番地地先	陶山高愛方前
東伯郡三朝町大字大瀬一、二〇一番地地先	藤井自転車店横
東伯郡羽合町大字田後三四八の一番地地先	橋本忠市方前
東伯郡東郷町大字松崎三四六番地地先	新名泰雄方前
東伯郡赤碓町大字赤碓一、二〇四の一番地地先	国森ガソリンスタンド前
東伯郡赤碓町大字赤碓一、一八七番地地先	中本一男方前
東伯郡赤碓町大字赤碓一、二二二番地地先	稲田理髪店横

八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	下口商店前
八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇の一番地地先	酒本材木店前
八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇の一番地地先	智頭食糧駅前販売所前
八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇番地地先	山口商店前
八頭郡用瀬町大字用瀬四四一番地地先	高田寛治方前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	木村徹二方横
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	土肥岩蔵方横
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	奥谷安治郎方前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	乾 医院前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	大谷光蔵方前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	山陰合同銀行浜村支店前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	門本茂方前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	浜町公民館前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	鳥取トヨタ倉吉営業所横
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	サワタケハイヤー営業所横
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	大田喜雄方前
八頭郡智頭町大字智頭一三九の四番地地先	柴田豊治郎方前

東伯郡赤碓町大字赤碓二、〇一一番地地先	前畑通知方横
東伯郡赤碓町大字赤碓二、〇一一番地地先	前畑通知方前
東伯郡東伯町大字八橋一、三八一番地地先	若原聰一郎方横
東伯郡東伯町大字徳万四九三番地地先	藤本延也方先
東伯郡東伯町大字徳万四二六の三番地地先	崎山製油所前
東伯郡東伯町大字浦安二二一番地地先	坂本至方前
東伯郡東伯町大字浦安二一七番地地先	木山茂方前
東伯郡東伯町大字八橋三二一番地地先	松田藤市方
前東伯郡東伯町大字浦安二六二番地地先	河崎百貨店前
東伯郡東伯町大字徳万四三九番地地先	原商店前
東伯郡東伯町大字徳万二七一一番地地先	太田旅館前
東伯郡大栄町大字由良宿五四七の四番地地先	福島印刷店前
米子市車尾二五八番地地先	岩井頼仁方前
米子市西福原字西原新道四六三の一番地地先	松浦本店倉庫前
米子市夜見町一、五八二番地地先	夜見消防団詰所前
米子市塩町二九番地地先	乙部よし子方前
米子市中町無番地地先	大野節子方前

米子市東倉吉町六八番地地先	木村光子方前
米子市明治町五二番地地先	白土菊子方前
米子市明治町二二の一番地地先	田中清方前
米子市西町三六の一番地地先	鳥大附風病院前
米子市西町一〇番地地先	大庭芳子方前
米子市角盤町四丁目五二番地地先	山内金光方前
米子市角盤町四丁目三番地地先	米子信用金庫西支店前
米子市嵯町二丁目一四番地地先	木谷謙方前
米子市博労町一丁目四八番地地先	小谷台吉方前
米子市法勝寺町六番地地先	芳野安隆方前
米子市法勝寺町五五番地地先	田中長太郎方前
米子市紺屋町一番地地先	嵯田松太郎方前
米子市大篠津町一、四一〇番地地先	新納薬局前
米子市彦名町二、四〇一番地地先	公民館前
米子市道楽町二丁目四〇番地地先	和田達躬方前
米子市道楽町二丁目二〇〇番地地先	瓜江藩之助方前
米子市加茂町二丁目五一番地地先	中国電力株式会社米子営業所横

米子市加茂町二丁目五〇番地地先	日本生命横
米子市昭和町七二番地地先	田子幸人方横
米子市灘町三丁目四二番地地先	足庭寛方横
西伯郡会見町天万五五九番地地先	杉本寛治方横
西伯郡会見町天万六七四番地地先	仲田喜美枝方横
西伯郡澁江町大字澁江九八四番地地先	西尾三子方前
西伯郡澁江町大字澁江九八一番地地先	吉岡敏政方前
境港市上道町一、七九七番地地先	永田正名方前
境港市佐斐神町六五二番地地先	木村正通方前
境港市渡町二、二一五番地地先	小林げん方前
境港市明治町八三番地地先	広崎辰二方前
境港市明治町六二番地地先	由永俊治方前
境港市上道町一、八二三の一番地地先	浜田良三方前
境港市竹内町八三六番地地先	岡崎好孝方前
日野郡瀨日町大字瀨日七四八の二番地地先	松浦重麿方横
西伯郡岸本町大字大殿一〇九四番地地先	秋田晴弘方横
日野郡瀨日町大字白水字中河原二四三の二番地地先	伯備線日光橋りょう出口

### 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十一月四日

鳥取県人事委員会委員長

青 戸

辰 午

#### 鳥取県人事委員会規則第三十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

##### 別表第一中

種畜場	場長	次長	主任	に
種畜場	場長	次長	主任	を

改める。

##### 附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年十一月一日から適用する。